

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求める。

令和6年11月27日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

- 1 管理する公の施設 鹿沼市花木センター（観光いちご園を除く。）及び鹿沼市林産物需要拡大施設
- 2 指 定 の 期 間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- 3 指 定 の 相 手 方 鹿沼市茂呂2086番地1  
公益財団法人鹿沼市花木センター公社  
理事長 御地合 晋 守